

令和7年11月定例会 防災・環境対策特別委員会（付託）

令和7年12月15日（月）

〔委員会の概要〕

出席委員

委員長	福山	博史
副委員長	岡田	晋
委員	岡本	富治
委員	古野	司
委員	重清	佳之
委員	寺井	正邇
委員	仁木	啓人
委員	達田	良子

議会事務局

政策調査課副課長	仁木	ちあき
政策調査課課長補佐	福良	美和
政策調査課主任主事	丹生	瞳

説明者職氏名

〔危機管理部〕

部長	佐藤	章仁
副部長	川口	陽一郎
次長（危機管理政策課長事務取扱）	大井	文恵
防災対策推進課長	明星	康信
防災対策推進課被災者支援推進室長	唐渡	茂樹
消防保安課長	奥田	理悦

〔生活環境部〕

部長	飯田	博司
生活環境政策課長	島	智子
サステナブル社会推進課長	松本	進一
環境指導課長	加藤	貴弘
環境管理課長	田中	麻理

〔保健福祉部〕

部長	福壽	由法
----	----	----

保健福祉政策課長	美原 隆寛
医療政策課救急・災害医療対策室長	岡本 理恵
長寿いきがい課長	島田 准子
障がい福祉課長	杉生 忍

〔農林水産部〕

部長	里 圭一郎
次長（水産振興課長事務取扱）	岡久 正治
みどり戦略推進課長	水口 晶子
鳥獣対策・里山振興課長	渡辺 裕恭
畜産振興課長	福見 善之
林業振興課長	須恵 丈二
農山漁村振興課長	中原 幹起
生産基盤課長	若山 健一
森林土木・保全課長	井村 慎也

〔県土整備部〕

部長	新濱 光夫
副部長	小津 慶久
道路整備課長	披田 毅
住宅課長	藤本 裕幸
住宅課建築指導担当課長	濱 佳孝
河川政策課長	山本 英史
河川整備課副課長	岡部 寛
砂防防災課長	姫氏原健司
水環境整備課長	細岡 卓也

〔病院局〕

局長	蛭原 淑文
総務課長	春木 達也

〔教育委員会〕

教育長	中川 斉史
施設整備課副課長	櫻木 大介
体育健康安全課防災・健康食育推進幹	月本 直樹

〔警察本部〕

警備部長	田村 聡
警備部警備課長	山本 英児

【報告事項】

○県立学校敷地内における土壤汚染状況調査の結果について（資料1）

福山博史委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（10時36分）

直ちに議事に入ります。本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

中川教育長

この際1点、報告をさせていただきます。

お手元のタブレットの資料1を御覧ください。県立学校敷地内における土壤汚染状況調査の結果についてでございます。

まず、経緯でございますが、本年度の県立学校体育館の空調設置工事の際に行った土壤調査において、徳島商業高校及び池田高校の2校の敷地内から、有害物質が検出されたことを受け、土壤汚染対策法に基づく詳細な調査を実施いたしました。

調査の概要といたしましては、本年10月30日から11月28日を調査期間とし、概況調査を実施したところ、徳島商業高校では、1か所から、土壤溶出量・含有量基準を超える鉛が、池田高校では、1か所から、土壤溶出量基準を超える六価クロムが検出されたものです。

また、地下水の利用がある徳島商業高校につきましては、敷地内で地下水の水質調査を実施したところ、地下水から鉛は検出されませんでした。

なお、両校とも、生徒の健康被害の報告はなく、学校活動に支障は生じておりません。今回の調査結果につきましては、法令を所管する徳島市及び県環境管理課に速やかに報告しており、今後は、その指導に基づき、安全・安心の確保に向けて、適切に対応してまいります。

報告は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

福山博史委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

仁木啓人委員

私からは通告させていただいております関係と、若干質問をさせていただきたいと思っております。まず議題の生活環境保全に関する調査についてでございます。

いわゆる保護猫の関係を通告させていただいております。猫は繁殖力が非常に強く、例えば人間も猫を祭る所に懐妊を祈願しに行くぐらいのものでございます。それで野良猫を環境的にもどうしていくのかということが、近年、問題となっております。行政では、保護猫であるとか、もろもろの対策を練られて、環境対策をされているところです。

また徳島県議会においては、過去に徳島県ワンヘルス推進条例を提案し、そして成立をしている。福岡県に続いて徳島県が条例を制定したという状況でございます。

動物と人間環境は、今後しっかりと取り組んでいかなければいけないところなんです。県としては地域猫という仕組みを推進したり、いろいろされていると思うのですが、そういった保護猫や野良猫、また地域猫について、県は、今、どのような対策、方針を出されているのか、まず1点目を教えていただきたいと思えます。

島生活環境政策課長

ただいま、仁木委員より、保護猫に関する御質問を頂きました。

当委員会には動物愛護の関係担当課が出席しておりませんので、私から分かる範囲でお答えさせていただけたらと考えております。よろしくお願いいたします。

まず保護猫につきまして、県では猫の適正な飼養と飼い主のいない猫への対策といたしまして平成21年度に猫適正飼養ガイドラインを作成いたしまして、飼い猫の屋内飼養や避妊、去勢手術の推進を行っているところでございます。

また、飼い主のいない猫による生活環境への被害低減と繁殖防止のために、平成22年度から30年度までの9年間、地域における人と動物の共生支援モデル事業といたしまして、地域住民が主体となって実施する地域猫活動にも支援を行ってきたところでございます。

これまでに県内127地域を地域猫活動地域として指定し、2,215頭の避妊、去勢手術を実施しているところでございます。

しかしながら依然といたしまして、飼い主のいない猫に関する相談が多数寄せられていることから、繁殖制限を優先し、より全県的に速やかに、多くの飼い主のいない猫のために、市町村の協力を求めながら、地域猫活動の代替といたしましてTNR活動の手術費の補助へと支援内容を移行しているところでございます。

これによりまして、令和2年度から市町村では、飼い主のいない猫の手術助成制度を実施いたしておりまして、助成等を増やすなどの取組が始まっています。

県におきましては、動物愛護管理行政実務者会議等で、市町村に積極的に働きかけているところでございます。

仁木啓人委員

地域猫という仕組みを、皆さんが知っているか知らないか、時々、耳を三角に切っている猫がいるのですが、これは地域猫という対象で、それは何かといいましたら、去勢しているのです。野良猫ではないといったらおかしいのですが、繁殖を制限する代わりに地域猫としてちゃんと管理をしている猫だよ、一つ地域として認めましょうよということで、それに対して県も補助金を打っている、支援をしているという状況なんです。

地域を指定したら、その地域の範囲では、例えば保健所というか、捕まえたら保護して殺処分にもっていくとか、そういう部分はないというところで、猫の愛護家とか愛護団体は、地域猫を進めた上で、地域猫に指定されている耳を切った猫をちゃんと保護しているというのが、そのサポーターだとか、もろもろの愛護家がやっている活動になっている状況なんです。

一方で、事例があるのですけれども、県の管理施設において、地域として指定はされていないかもしれないけれども、耳を切って、去勢手術した保護猫といわれる猫がいる場合があります。サポーターといった愛護家の方が、年を取って寿命が短いから雨風をしのがせようと思って、箱を置いてあると。

管理者側は、こういうものをほかからここに持ってきて置いておくことは規定的には駄目だからのけてくださいという撤去命令の張り紙を貼るといった管理をしていただいている。これは両方とも分かるのです。

規定上は、そうだからそうしなければいけない、一方で、県の安全衛生課関係では地域猫のことも推進して、保護猫活動を推進していきましようというところなんですけれども、地域以外の公共施設の、いわゆる公が管理している部分については、若干というか、厳しい対応になっているところでございます。

県の方針として、保護猫とか、徳島県ワンヘルズ推進条例とか何らかにのっとして、全く置いてはいけないというのではなくて、何らか柔軟な対応、また仕組みができないのかなというのが、愛護家からも、いろんな地域の方からも、箱を見て撤去しろという張り紙を見た一般の方からも、相談とか悲しい声を聞いております。そこら辺を、ここまではいいよとか、若しくは県の方針として、ここは地域猫としてこうしているのだったら場所でも決めていいよとか、又は箱についても、例えば県から指定をした箱だったらいいよとか、何らかのそういった柔軟な対応ができないのかと思うのですけれども、その点、お教え願えればと思います。

島生活環境政策課長

ただいま、仁木委員から、例えば県有施設とかで保護活動をされている方との連携や、それに基づいて連携をしやすくするようなルールづくりができないかという御質問を頂きました。

まず、例えば施設のほうでいろいろな保護活動をされる方につきましては、基本的には県有施設の利用に対しまして、仁木委員のおっしゃるとおり、条例や規則等に定められております管理規定を踏まえまして、施設管理者において対応を決めるものだと考えております。

ただその上で、連携事業など個別の案件におきましては、御相談がありましたらお話を伺いして、必要に応じて適宜対応させていただいているところでございます。

今、仁木委員が事例に挙げられました事案につきましても、現在、県の関係する部署とともに、お話を伺いしていると聞いてございます。

そういった連携に関して、何らかの方針を示すことができないのかという御質問なんですけれども、近年は、仁木委員もおっしゃいましたとおり、犬や猫の飼養頭数というのは増加する一方で、動物愛護管理センターに収容されまして、攻撃性があるなどの理由で殺処分となる不幸な命が存在しております。

この不幸な命を減らすためには適正飼養、終生飼養の啓発浸透を図ることで、飼い主の都合による遺棄防止を図ったり、地域で繁殖を繰り返す猫に対するTNR活動などが重要だと考えているところでございまして、こういった取組自身が、今、御説明にもあったと

おり、SFTSといったような動物由来感染症の防止などのワンヘルスの推進につながると考えているところでございます。

そういったことから、県内の多くの県民や団体の皆様自らの創意工夫と努力により、主体的に動物愛護活動に取り組んでいただいておりますので、県はそれぞれの活動を十分に尊重しながら事業を推進しているところでございます。

今後とも、必要に応じまして連携協力や助言など官民連携でワンヘルス推進を図っていくものと考えているところでございます。

仁木啓人委員

例えば、相談をしたら、保健所関係、安全衛生課関係のほうは、保護猫や地域猫の関係側の立場に立って、そうしたことを推進していく側の立場で御対応いただけます。

一方で管理者側については、責めるわけではないし仕方がないのですが、管理規則にのっとってしなければいけないという中で、今の状況は、安全衛生課関係に個別で相談したら、その部分について、安全衛生課側が受け入れて、県の管理者側と協議するという話ではないのです。ワンストップではないのです。相談をした側は、またあっちに行って話をして。あっちに行って話をして、管理者側は管理規定にのっとっての対応でしかないから何にも前に進まないのです。

だったら、例えば、その3者をつなぐようなことをしていただくとか、ちゃんと3者で協議ができるような形を、やはり中でも部局横断的に協議いただきたいと思うのです。

個別で言いに行っても対応できなかつたりしたら、ほかの所でもいっぱいいると思うのです。保護していただいている方は、理由があって、ちゃんと耳を切っているからいいでしょうという考え方があるのです。

だって、人間というか我々の生活に合わせて保護猫として去勢されているわけです。去勢されて、老いて、間もなく寿命がくるというような猫を保護したいという気持ちがあって、箱を置くわけなんです。

だから、それでいえば、何でもかんでもいいよという話でやっているわけではない。そういう方々というのは、猫が雨風をしのげるように、箱を置いてあげても、張り紙を貼られていたら、それについて、なかなか対応はできないし、自分でも言っていくことができませんよね。だって自分の管理している所ではないから。仕方がないと泣き寝入りしかない、若しくは取るしかない。取ったらどうなるかといったら、その猫は、そのまま、そこら辺で野良猫みたいになってしまうと。そこで、例えばですけれども、弱って行って、何らかの感染症を持ったら、いつ媒介していくか分からない。媒介の動物になるかもしれないわけなんです。だからそこら辺は、連携してもらいたいと思っています。

箱を置く人はサポーターだけに限らないと思うのです。だからそういったところで、より分けができるのをどうやってするのか勉強させていただきましたら、サポーターというのと、それと何かもう一つ、管理者か何かかあると思うのですけれども。県もそういう愛護に関わる方を、幾つかの種類に分けられていて、その資格というか、講習を受けた上で、そういう分類をされているというお話を聞いていますけれども、サポーターと何があるのか教えていただけますか。

島生活環境政策課長

ただいま、仁木委員から、保護猫活動をされるサポーター、それと動物愛護推進員とのより分けのお話を頂いたところです。

私が持っております資料によりますと、59名のボランティアの方を動物愛護推進員という形で委嘱をさせていただいて、地域の動物愛護と適正飼育の推進にそれぞれ協力を頂いていると受け止めております。

申し訳ございませんが、サポーターとの詳しいより分けについての資料は持っていません。

仁木啓人委員

事前にレクチャーいただいて、若干勉強させていただきましたら、動物愛護推進員は、その後の保護猫の管理をしてくれる。県で五十何名を認定して、そういう方を定めているんです。

何かといたら、その後の管理をしてもらう人が、動物愛護推進員。動物愛護推進員とサポーターと箱を置いた人がマッチングしなかったら、後の対応策にもつながっていかないのです。

その上で、管理者側が、そのチームで話ができるからルールを決められるのだったら、話を聞きましょうとか。多分、管理者側は最後なんです。

このスキームといいますか、仕組みが出来上がらなかつたら、管理者としても話を聞けないのです。

そのまま、箱を置かれていても、管理者としてはのけてくれと言うのは当たり前なので、一つの事例として、個別で相談を受けたときは、それをどうしていくかというマッチングをしていくことが、まず一番最初。

その上で計画を立てる。誰が何をするというのを、安全衛生課側がちゃんとして、その上で協議が整ったら、例えばですけれども、今私が相談を受けている事例が、県土整備部ですけれども、できるのだったら、公共施設の管理者側と、こういう協議とこういう計画になりましたので、その点、どうにかできませんかという相談を持ち掛けるのがスムーズな流れでないのかなと思うのです。安全衛生課、所管課が主体となって、部局横断的にそういった解決策を。これとは決めません。そういう一つの事例を作るというか、そういう仕組みを作っておかなかつたら何も前へ進まないと思うのです。私の言うことをそのまましてくれと言っているわけではなくて、そういう仕組みを検討いただきたいと思うのですけれども、御検討をいただけないか、お聞かせいただければと思います。

島生活環境政策課長

ただいま、仁木委員から、そういった3者、管理者側とのことを適正飼養や保護の関係を所管する安全衛生課が主体となって仕組みづくりができないかということで御質問を頂いたと思います。

これに関しまして言いますと、ルールづくりの前に、個々の事案により動いた方が、で

きるのかどうかの検討があるかと思しますので、まずは、今、仁木委員から言っていたようなお話のとおり、当事者がお話ができ、相談ができるという場を設けるということで、進めさせていただこうかなと考えております。

仁木啓人委員

仕組みが出来上がっていない中で、当事者がこの相談をしたら、また、同じようにのけてとかあそこで話をしてとか、いろんな話になってくる。当事者というのは、知識がある人ばかりではないです。

その考え方とかの活動の普及をしていないほうが悪いとは言いませんけれど、先ほど私が言ったように、保護をしてあげようと思う方が、人間の生活に応じて去勢をした上で、高齢を迎える猫を助けようとしている中には、愛しれないわけです。だからその部分でいえば、相談をして何も解決しない今の状況ではなくて、そういう相談を受けたら、ただ単に相談者だけと話をするのではなくて、こうするんだと解決させるためのチームを、ちゃんと旗振りをしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。いずれにしても、なるべく御協議ください。

防災・環境対策特別委員会からもこういう話があったということも含めて、御協議いただきたい。その後、そういうことができるのであれば、管理者側も、安心をして、ちょっとは耳を傾けられるのではないのかなと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

関連で、もう1点聞きますけれども、動物愛護の関係でいいましたら、その保護猫もいろんな猫も犬もそうなんですけれども、殺処分を少なくしていくためには、新しい飼い主とのマッチングや、譲渡会であるとか、民間がやられているような事業ももろもろあると思います。

例えば、ボードウォークとか、藍場浜公園の所で、年1回か2回かやっているようなイベントもありまして、それは、動物を飼っている方とかも、街がペットショップかぐらいの感じで、非常ににぎわっているところを、私もたまたま拝見したこともある。

これについて、今、県はどのように関係しているのか、ちょっと教えていただければと思います。

島生活環境政策課長

ただいま仁木委員より、動物愛護団体や民間の方が、実施をされる動物愛護の関係のイベントに、県がどのように関わっているのかという御質問を頂きました。

こちらに関しましては、繰り返しにはなるのですが、県では、県民の皆様、団体の皆様、それぞれが行う活動を十分尊重しながら、事業を進めているところでございます。民間の皆様が実施するイベントにつきましては、主催者から御相談があった場合に、県の立場として、可能である部分につきましては、当然ながら、連携協力をさせていただいておる状況でございます。

また、県におきましても、動物愛護のつどいなど、様々なイベントを実施しております。

そこには、関係機関であるボランティア団体にも協力をお願いいたしまして、連携させていただいているところがございます。

仁木啓人委員

そうしましたら、ワンヘルスの観点も含めてなんですけれども、徳島県ワンヘルス推進条例もできているということから読み解けば、一定の公益性があり、それと県の方針という部分があれば、現時点でも関与はされているということなんですよね。

だからそういったところは、進めていっていただいたほうがいいんじゃないかと思えますので、その点、条例に該当するところがあるのであれば、そういった連携というのを、より一層強めていっていただくことは可能なかどうか、ちょっと教えていただければと思います。

島生活環境政策課長

仁木委員から、県の連携が可能かどうかというところで、御質問を頂いたところです。

これも、繰り返しになるかもしれませんが、県が関与するに当たっての、やはり公益性というところは、今仁木委員がおっしゃったとおり、あると思えますので、個別の事案というのを、相談いただくということが、まずは、最初の第一歩かなと考えております。

仁木啓人委員

もちろん、そうなんですけれども、連携しなさいと言っているわけではないんですけれども、徳島県ワンヘルス推進条例ができたことによって、条例の中には、県の啓発とか、いろいろなものが入っていると思うのですけれども、その連携も入っているはずなんです。

申出を受けた際には、全く話をしないわけではないと思うので、ただそれにのっとった上で、可能であれば、条例上読み解ける部分について、より一層、ちゃんと連携していただきたいと思いますねということが言いたかっただけなんです。個別は分かるのですけれども。再度、その点を確認させていただいたものでございますから、十分御協議いただければということ、申し添えたいと思えます。

もう1点言おうとしたのですけれども、何かちょっと忘れてしまいましたので、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

達田良子委員

先ほど御説明がありました、県立学校敷地内における土壤汚染状況の調査の結果について、教育委員会でもお話があったと思うのですけれども、この問題、生徒の健康被害に報告がないとか、学校活動に支障が出ていないと書かれているのですが、支障があったら大変なことになっています。この原因が何なのかということは、調べておられるのでしょうか、それが1点。

それから、これは、県立学校体育館の空調設備の工事をするので、土砂を搬出するために、事前に土壤調査を行ったということで分かったということなんですけれども、もしこ

の空調設備の工事が無い他の学校というのは、調べていないのですよね。他の学校の土壌調査はされないのか、その2点をまず、お伺いいたします。

櫻木施設整備課副課長

まず、1点目の御質問が、今回の土壌調査で有害物質が出た原因についてでございます。今回基準値を超える有害物質が、徳島商業高校では、1か所、池田高校でも駐車場で1か所の、2か所から検出されております。

有害物質が検出された原因を特定するために、徳島商業高校、池田高校の両校とも、学校敷地の利用履歴や有害物質の使用履歴などを調べる地歴調査を実施いたしました。徳島商業高校では、鉛の使用や保管履歴が確認されていないこと、また池田高校では、過去に六価クロムを含む試薬が化学準備室に保管されていたことがありましたが、これまでに、漏洩事故等はなく、適切に管理処分されてきたことが確認されております。このため、今回の原因につきましては、学校利用上の由来ではなく、過去の学校敷地の造成などに、外部から持ち込まれた土壌に、有害物質が含まれていたとの可能性を考えておるところではございますが、現在のところ、原因の特定には、至っておりません。

また、今回の件につきまして、2校を調べて、他にはというところで、全校調査をする必要はないのかということでございます。今回空調工事に伴いまして、13校で土壌調査を行っておりますが、2校以外については、有害物質は検出されております。

こういった形で、少なくとも11校出ておりませんので、現時点では、他の学校について調査をする予定はございません。

達田良子委員

全ての学校において、何かの形で、何かの機会に調査をしたということなのか、それとも、まだしていない所もあるということか、今、ちょっとそこが分からなかったのですけれども。

櫻木施設整備課副課長

全校調査をしているわけではなく、空調工事に伴って13校で調査をした結果、2校出てきたというところでございます。

達田良子委員

基準値を超えるといいましても、すぐに何か被害が出てくるということではないと思うのです。

ただ、例えば六価クロムについていいますと、これを製造している工場で働いていた労働者の方が、鼻の穴の両方を塞いでいるところに穴が空く鼻中隔穿孔とか、あるいは肺がんになるとか、そういうお話もお伺いしたことがございます。

ですから、微量だったので生徒に影響はないということなのですけれども、そういうことではなくて、微量でも出れば安全対策を行うということが大事ではないかと思うのです。

ですから、1日、2日触れたところでどうということではなくても、ずっと何年もおりま

すと何か出てくるかも分からないという前提に立って対策をしていくことが大事ではないかと思うのです。適切に対応を行うと書いてあるのですけれど、どういう対応をされてきたのでしょうか。

櫻木施設整備課副課長

今回、土壤汚染が確認されたことに対する県としての対応についてでございますが、徳島市及び県環境管理課など関係機関が実施します地下水の水質検査等の結果を踏まえまして、人への健康被害が生じる可能性がある場合には土壤汚染対策法に基づく要措置区域、そのおそれがない場合は、形質変更時要届出区域の指定を受けることになります。

要措置区域として指定を受けた場合は、土壌の入替えや地下水の検査といった汚染除去に必要な措置を実施しまして、その内容を関係機関に報告した上で、要措置区域としての指定が必要ないと認められれば指定解除となります。

一方、健康被害が起こるおそれがない形質変更時要届出区域として指定を受けた場合につきましては、特に汚染除去措置を求められませんが、土地の形質変更等を行う場合は事前に関係機関に届出を提出して汚染の拡散防止を図るほか、将来、区域指定を解除する場合には要措置区域に準じて汚染除去の措置を講じる必要がございます。

今後とも、関係機関の御指導を頂きながら適切に対応を進めてまいりたいと考えております。

達田良子委員

六価クロムに限っていえば地盤改良などで発生するということになるわけですが、なぜ発生するのかというメカニズムはまだよく分かっていないということなのです。

ですから、よほど気をつけて発生していないかどうかを検査していく必要があると思うのですけれども、毎年そういうものが出ていないかどうかをきちんと調査をしていく必要があるのではないかと思うのです。学校の敷地内はどうかというのを、気を付けて土壌調査をしていく。それから私も詳しくはないのですけれども、地盤改良で発生する六価クロムの溶出を抑える方法というのは、ある程度あるらしいので、微生物を土壌に添加するとか、何か方法がありますということを専門書に書いていました。そういうことで、万が一、発生してしまったとしても無害化できるような方策を取っていただきたいと思うのです。学校の敷地を調べるといふことと、それと無害化する対策をきちんと取っていくということで、是非対応していただきたいと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

櫻木施設整備課副課長

御指摘いただきましたとおり、有害物質に関しましては今後も関係機関の指導を受けながら、教育委員会としてもしっかりと対応を図ってまいりたいと考えております。

達田良子委員

ここの学校を利用している生徒、教職員の方々の安全を第一に是非対応していただき

いと思います。

続いて、防災対策に関連してです。先日、12月4日深夜に青森県を中心に地震が起きまして、津波も発生したということですが、冬季夜間の地震津波に対する対策がどうなのかということをお尋ねしたいと思います。

県民はそういう被害に遭えば避難をすとかしななければならないのですけれども、過去の震災を見ても、阪神淡路大震災も1月でした。それから東日本大震災も3月11日のまだ寒い時期。それから能登半島地震も1月1日のお正月の本当に寒い時期、大きな地震がほとんど寒い時に起きているのです。なぜかと思うのですけれども。

こういう時に、大きな地震が来るかも分からないといわれている徳島県で、寒さ対策とかがきちんとできているのかというのが本当に心配なのです。例えば、被害があつて、いち早く避難をいたしましたときに、この寒い時期にテレビの映像なんかを見ましたら、20年も昔の阪神淡路大震災の時と同じように、体育館で冷たい床の上で皆さんが布団にくるまっていると様子を見るのです。今、避難施設に暖房対策というのがどういうふうになっているか、床が板、あるいはコンクリート、そういう避難施設とがどれぐらいかというのは調べておられるのでしょうか。それとも畳とかカーペットの部屋に行けますというのがどれぐらいあるかというのを調べておられるのでしょうか。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま、達田委員から、避難所の空調対策、特に寒さ対策について御質問を頂きました。

達田委員のおっしゃられました、避難所の床が畳であるのか、それとも木であるのかということにつきまして、県では把握はしていないのですが、冬の避難所では低体温症をはじめとする健康被害のリスクが高まるところ、平時から対応を準備していくことが重要となりますので、避難所を指定する市町村においては、毛布をはじめストーブや発電機といった資機材の確保を進めるとともに、さらに、現在、避難所となる学校の体育館へのエアコンの導入を積極的に進めているところです。

今後とも市町村と連携し、避難所の安全安心を確保するため、避難所機能の更なる充実強化を進めてまいりたい所存です。

達田良子委員

今、床がどういう状況かというのが、まだ十分把握できていないということだと思っておりますけれども、私は避難所の形態がどうかというのを、今一度、きちんと全県調査していただきたいと思うのです。

床が、こういうカーペットかコンクリートそのままむき出しか、板そのままかとかいうので底冷えの状況が全然違うのです。

阪神淡路大震災や東日本大震災にしましても災害関連死というのがものすごくありました。せっかく命が助かって避難所に来て寒さに耐えきれずに亡くなってしまおうという状況が起きたのです。徳島県では絶対にそんなことがあってはならない、死者を一人も出してはいけないと思うのです。

そのためには、寒い時期に地震が起きて避難所へ行かなければいけないというときに、寒さ対策というのはとても大事だと思います。ですから、今、避難所がどういう状況かというのを、是非、全県で調べていただきたいと思います。

それで、避難所にダンボールベッドができましたとか、いろいろあるのですけれども、南海トラフ巨大地震が起こりますと各地で被害が起きるわけですから、1か所だけではないので、ベッドありますと言ってもそこだけに使うわけにいかない。どこもかもが被災して大変な状況ですので、全ての避難所できちんと対応ができる状況を整えておくべきだと思うのです。

ですから、是非、避難所がどういう形態かというのを調べていただきたい。

それから、避難所が、例えば、ビルの2階とか3階とかにありますよという場合もあるかと思うのですけれども、そういうところが何箇所あるかというのは把握されているのでしょうか。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま、達田委員から、避難所が1階なのか2階なのか、そういったことについて御質問を頂きました。

避難所として指定される施設は、主に小中学校や公民館、コミュニティセンター、社会体育施設等がございます。そういったものにつきまして、各市町村が個々の施設等の安全性等を考慮し、地域の実情を踏まえた上で避難所として指定しております。

建物のどこを直接避難所として指定しているのかという詳細につきましては、県では把握していないのですが、個々の市町村において地域の実情を踏まえて指定しているものと承知しております。

達田良子委員

地域の公民館とかコミュニティセンターが避難所になっている場合もあるのですけれども、2階に広間があって2階に上がらなければいけないというところも幾つかあると思うのです。

エレベーターは一応付いている所が多くなりましたけれども、停電しているかもしれないので、お体の不自由な方が2階に上がるというのは本当に大変なのです。

ですから誰かが背負っていくとかしてあげないと上がっていけないという場合もあると思います。ですから、どういう場所にあるのかというのも是非調査をしていただきたいと思います。

それから先ほども言いましたように、暖房ということで、エアコン設置というのをよく言われるのです。もちろんエアコンは早く設置をしていただきたいのですが、停電をしたら使えませんので、そこに非常用電源があるのかどうか、それからそういうのが使えなかったら、先ほどおっしゃった石油ストーブがきちんと置いてあるのか、とても大事なことだと思います。それがどれくらいあるのか、使えるのか、すぐに使えるような状態なのかというのを調査していただきたいのです。是非お願いしたいと思います。

それからもう一つは、毛布とか避難所へ行く時に布団を担いでいくわけにいきませんの

で、行った時に横になって寝られる毛布とかがきちんと備蓄されているのかどうかという、それも調べておかないといけないと思うのです。

私も東日本大震災とかに支援に行きました時に、毛布が足りないというので皆さんからカンパを頂いて、何往復かして毛布を運んでいたというのがありますが、実は世界各地から毛布の支援とかが寄せられていたのです。ところが日本製みたいに肌触りの良い毛布というのが余りなかったのです。

せっかく頂いているのにこんなことを言ったらいけないのですけれども、触ってもがさがさして肌触りが悪い、硬いのです。敷くのにはいいのですけれども、上にかぶるにはふさわしくないというか、日本人になかなかそういうのは合わないというのがあって、徳島から持って行った毛布は、暖かくて肌触りがいいということでものすごく喜んでいただいたのです。

ですから、そういう毛布、寝具を、きちんと備蓄ができていくかどうか。外に出したらかさばって大きくなるのですけれども、圧縮したら小さくなりますので、こういう季節に地震が起きますと、そういうものをきちんと備蓄していく必要があると思うのです。

ですから毛布の備蓄であるとか、あるいは、暖かいカイロも全部に配っていくとか、それからもう一つは、温かい飲物や食べ物がすぐ支給できるかということなのです。

東日本大震災で本当に寒さに震えながらも低体温症になりかけた方が避難所によりやく辿り着いて、その時に食べる物はまだなかったのですけれども、一杯のお湯を頂いて、それを飲むことができた、命が助かったと思ったとおっしゃっていました。温かいものが体の中に入るといのがすごく大事なことだと思うのです。

ですから即温かい飲物、食べ物が供給できるのかどうか、そういう道具があるのか、ということもとても大事だと思います。

そういう点で、避難所へ自分が行ったとして、今何が必要なのかということをお願い巡らせて、そして今の現状を是非調査をしていただきたいのです。

ですから市町村にも協力いただいて避難所の状況でどういうものが備蓄されているかというのをきちんと調査していただいたらと思うのですけれども、それはしていただけないでしょうか。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま、達田委員から、温かい食事又は毛布等の調査をしてはどうかという御質問、御意見等頂いたところです。

県で、まず把握しているものなのですが、令和7年4月1日現在で、毛布でしたら全市町村及び県におきまして13万2,442枚、そして非常用発電機につきましても、全ての市町村及び県におきまして1,280台ほど備蓄しております。

また、温かい食事等につきましても、今、各市町村におきまして、炊飯ができるような資器材でありますとか、県又は市町村がキッチンカー協会と協定を結びまして、避難所等におきまして温かい食事等を提供できるような体制の構築も進めているところでございます。

達田良子委員

そうしたら、避難所に来られた方が即温かい飲物をもらえて体を温めることができるためには、お世話をする人員が要ります。

ですから、どういう方がお世話をして避難所を運営しているのかということがきちんと整備できているのかが問題だと思うのです。

東日本大震災の被災者の方にお聞きしました時に、日頃、毎年、訓練をしていたことは、即できたのですと。ところが、避難所へ来てみて、訓練をしていなかったことは、こんなに簡単なことができないのかというぐらいもたもたしてなかなかできなかったと。というのは、食料の配分とか、そういう簡単なことなのですけれども、どういうふうにしたらいのか分からない。誰がお湯を沸かして、誰が調理して、誰が運ぶのだという分担がなかなかできなかったということです。みんな被災していますから、誰がお世話していいか分からないという状態だったと言うのです。

ですから、日頃から避難所の運営を誰がどういうふうにしていくということ、それから、住民の皆さんが力を合わせてやっていくのだという取組を、日頃から防災訓練の中でやっていく必要があるのではないかなと思っているわけですけれども、そういう点で防災訓練のやり方も、より身近な訓練をしていくことが大事ではないかと思しますので、是非そういう見直すべきところは見直して、やっていただけたらと思います。

それから、もう一つは、例えば水道を直す人とか、それから壁が落ちてきたとか、そういう所を即直してくれる大工さんであるとか、そういう技術を持っている専門家がどれだけ参加をしてくれるかということもとても大事だと思うのです。

防災訓練の中で、そういう専門家と一緒に、地域の方ぐるみで防災訓練ができるようにしていただけたらと思うのです。訓練の在り方、それから備蓄の在り方も、是非今一度、見直していただけたら。今まで私もお聞きしてきたのですけれども、どこにどれだけ何があるのかというのをはっきりさせていくということがすごく大事だと思いますので、是非それを明らかにしていただきたいと思います。そのことをお願いして答えを聞いて、終わりたいと思います。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま、達田委員から、避難所の運営訓練等につきまして御質問を頂きました。

達田委員がおっしゃるとおり、避難所の運営につきましては、行政だけでは、当然、対応できませんので、自主防災組織でありますとか、地域の自治会等の運営が必要となります。

避難所を指定して運営を進めていく市町村におきましても、いろいろな形で避難所運営訓練等、地域に密着した形で実施しているものと承知しております。

そのような市町村の取組につきましても、県としましても、できる限りの支援、協力等をしていければと思います。

仁木啓人委員

避難所運営について短くいきます。

先般、私は避難所運営ゲームということで、HUGという全国的にも防災の関係で使い始められた避難所運営カードゲームをしました。避難所というのはHから始まりますね。運営といたらUです。ゲームはGです。

これをしたことある人はいらっしゃいますか。何人かは理事者の方もいらっしゃるのでしょうか。この避難所運営ゲームは皆さんにしてほしい。なぜかということは今から質問するのですが、避難所運営ゲーム（HUG）をしたときに、一番最初にしなければいけないことが二つあります。それは何でしょうか。したことがあれば教えていただければと思います。

分からないのであれば、私から申し上げたいと思いますけれど、一番最初にしなければいけないのは、避難所の通路の確保。こうやってこれだけ面があったら、十字でも何でもいい、通路を確保しなければ移動ができなくなる。通路上に1回座ったらもう動かないから、人がたくさん集まって来る前に確保しておかないと。私がここに先に来ているのになんで動かないといけないのとなるから、一番最初にしなければいけないのは通路の確保をしなければいけない。

もう一つしなければいけないのは、絶対にトイレを使わせないようにするから、外で穴を掘らないといけない。トイレは使えても絶対に使わせないようにするというのが避難所の運営がスムーズに行く一番最初のルールらしい。

ということは、トイレをする時にどうするのですかという対応を先に考えておかないといけないと思うのですが、トイレの対応というのは移動式のトイレカーとかか言っていますけれど、まだまだだと思うのです。今3台か4台か5台か知りませんが、これぐらいだと思います。

避難所指定になっている所でいうとなかなかできない。この対応を何か考えられていますかというのを教えていただきたいと思います。

例えば、備蓄の関係で簡易トイレとかあると思いますし、徳島県内というのは、大体、合併浄化槽ですから、例えばマンホールトイレであるとか、一番いいのはマンホールトイレが一番汚くないとか、汚くないというのは、穴を掘ってから、ほかの汚物を入れる処理とかも1か所で済むので、人の手間が掛からない。そういった部分をどういう方針でいるのか教えてください。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま、仁木委員より、避難所におけるトイレについて御質問を頂いたかと思えます。

トイレにつきましては、基本的には、例え避難所のトイレが使えた状態だったとしても、まずは本当に流れるのか、浄化槽が壊れていないのかを確認をするために、原則まずは使用禁止して本当に使えるかどうかを確かめられるまでは、携帯トイレでありますとか、簡易トイレ等で対応すると。仁木委員がおっしゃられているとおりにかと思えます。

国及び県の備蓄方針につきましても、携帯トイレや簡易トイレは各市町村において備蓄を進めるように指導されておりますので、現在、各市町村におきましても各避難所で対応できる携帯トイレ、備蓄トイレ、あとはマンホールトイレ等もできる限り確保する形となっております。

仁木啓人委員

先ほど達田委員がポイントを言っていたのですけれど、達田委員が言っていた全部をしてとは僕は思っていないのです。僕はトイレをしなければいけないと思っています。これは避難所の運営というのは運営者が来るまで待てないので、だから地域の人も県民もみんなが被災する対象となる人が絶対に認識しておかないといけないのは、通路を作るというのと、穴を掘って、トイレを使用しないようにする。となれば、トイレをどうするのか、こうなるから、ここをどう埋めるかという施策を作っていかなければいけないのではないのですかというところなのです。だからここは絶対必要でしょう。

備蓄が三日以内にはけた後に、次から次へと支援が来るといえるのは分かるのですけれど、三日間の対応で、衛生的に全然変わってくるのです。

だから、三日間トイレが大丈夫なのか。トイレは何人収容しても大丈夫なのかというのは、必ず調べてほしいなど。でなかったら、多分ですけど、現地で我々が避難していたら、その問合せばかりになると思うのです。トイレはどうなっているのかと、石川県もみんなそうだったらいい。だからそれに備えてほしいということをお願いしておきたいのと調べてほしいです。

どっちにしても、避難所について、それぞれ時間が掛かってもいいから県が確認してほしい。トイレが足りないというのは、本当に大変。その観点はきちんとしてほしい。

達田委員が言っているようにもこもこの毛布がいいとかまでは言いません。これは絶対にしてほしい。というのは、公共の福祉の原則であると思いますので、その部分について調べてくれませんかというのをお願いしたいのですけれど、いかがですか。検討でもいいです。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま、仁木委員より、避難所のトイレが実際に運用できる形の現状調査について御質問を頂いたかと思えます。

先ほど申しましたように、避難所につきましても、小中学校でありますとか公民館と、いろいろな形態がございます。

トイレの設置状況につきましても、それぞれ避難所において、通路の確保もそうですが進めていく必要があるかと思えます。

県としましても、各市町村と連携しまして、各避難所において、いざ発災時に実践的にできるトイレ対策、先ほど申しましたトイレが終わったあとの汚物をどこに置くのかとか、そういう具体的なシミュレーション等の検討を進めていきたいと思えます。

仁木啓人委員

これは本当に必ずしてほしいです。絶対にもめるのはこれだとみんな言っています。だから全国统一でこのHUGというゲームができていると思うのです。

HUGというゲームがすごいのは、始めると、避難して来る人がこれだけおりますよとかなんとかケースがバンバン出てくるのです。こういう人が避難所に来ましたとか、支援

物資が届きましたとか、それをどこに置きますかとか、誰が運びますかとかいうのを、実際に避難所に集まった人という想定でみんなで割り振ってから、カードに対応していくというやり方です。

避難所に来る人、運営する人というのは、一番最初に来た人がしなければいけない。誰かが来るまで待ってられない。待っていたらどうにもならない。だから最初には、通路を確保してから、穴を掘って、トイレを使用できないようにするというところから始まるのです。

だからこのHUGというゲームは、例えば、日中に発災したら、一番最初にいるのは学校しかないですね、中川教育長。学校しかないのです。だから小学校とか中学校とか高校生もそうなんですけれど、そういう避難所の運営のシミュレーションゲームというのは生徒も先生も、また我々も行政の職員さんも、県警さんも含めてですけど、みんな1回やっていたほうがいいのかと思います。それで地域の人もしないといけないし、一番最初は、地域の人で避難をして来た人ばかりになるので、地域の人絶対やったほうがいいのかと思います。

集まってから公民館でもどこでもできるので、HUGのゲームは簡単です。避難所の想定避難訓練は1か所に集まってでしかできないけれど、個別の小さいクラスター的な啓発というのが意思疎通できると思うので、HUGというゲームの推進ということについても御検討いただきたいと思うのですけれども、余地でも何でもいいので、その点どうかというのを教えていただければと思います。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま、仁木委員から、トイレの確保等につきまして御質問を頂いたところです。

避難時におけるトイレ対策につきましては、その必要性は仁木委員がおっしゃるように住民の皆様が必要性を感じているところでございます。

そういった様々な啓発グッズ等あるかと思っておりますので、その一つの手段として、含めた形で検討を進めていきたいと思っております。

仁木啓人委員

是非とも、我々も発災するまでどうしていいかわからないというのは事実なので、避難訓練をしたとしても、多分運営まではみんなしていないと思うのです。

だから運営を想定しているというのは一番大事だと思いますから、何が次に起こってくるかというのを、先にある程度分かっていたら、みんな対応しやすいと思っておりますので、その点お願いして終わります。

岡田晋副委員長

私は県議会議員になって、かかりつけ医の病院は県立中央病院ということに指定させてもらいまして、県民みんなが県立中央病院の皆さんに期待しております。

その中で、県立中央病院は7時半に開きます。受付が始まる8時から30分の間、足腰の悪い方が座ったままで待っておられました。それをどうにか改善できないかということで、

入った時に番号札を渡していただいたらいいのではないかなということをお願いしましたところ、本日から番号札を渡していただいて、本当に待つ時に座れる状況になったということで、今日行った方からお礼の電話がありました。病院局、ありがとうございました。

それでは本題ですが、気候変動適応対応について全ての部局にお聞きしたいと思います。この質疑を行うきっかけは国家公務員の地方研修で旧鴨島町に来られた時からの知人で、筑波にあります国立環境研究所気候変動適応センター副センター長の上田健二さんと東京で11月11日にお会いし、話の中でCO2削減地球温暖化対策の限界と気温上昇などについてお聞きしたからです。

県の環境白書では令和2年3月に徳島県気候変動適応センターを設置し、国立環境研究所及び県内の研究機関等との情報共有等を行い、広く県民に適応策を普及させましたとあります。

そこで徳島県の取組をお聞きしたいと思います。まずは気候変動適応法を所管するサステナブル社会推進課には、GX戦略担当という部署がありますので、この質疑をコーディネートしていただきたいと思います。

まず各部局の部署がそれぞれに県民の暮らしと日常生活全般にわたる取組を説明していただき、県全体のまとめをサステナブル社会推進課がお願いします。

松本サステナブル社会推進課長

ただいま、岡田副委員長より、気候変動適応対応につきまして御質問を頂きました。

まず、本県におきましては、平成29年1月に施行いたしました徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例第3条を基本理念といたしまして、気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する施策を総合的かつ計画的に行うことと定めておりまして、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策とともに、気候変動の厳しい将来予測に適切に対応するための適応策を気候変動対策の両輪と位置付け進めております。

また、令和6年3月に策定いたしました徳島県GX推進計画におきましても4つの重点施策、そして共通施策の中で、緩和策と適応策を一体的に推進することで気候変動対策の加速を図っております。

続きまして、それぞれの部局から個別に適応策の取組状況をというお話でございますので、まずは生活環境部の主な取組から説明させていただきます。

生活環境部では、まずはクリーンエネルギー最大限導入に向けまして太陽光、蓄電池、EVの導入を進めておりますが、大規模災害時の非常用電源としての活用も踏まえまして取り組んでおります。

具体的には、県有施設へ初期費用低減モデルでありますPPA方式によります太陽光発電蓄電池の導入を進めておりまして、令和5年度から2年間で15施設に整備しているところでございます。

また、走る蓄電池でありますEVの普及に不可欠な充電インフラにつきましても初期費用、維持費用0円モデルによりまして県有施設への率先導入を進めておりまして、こちらも2年間で15施設66口の普通充電器の整備が進んだところでございます。

ほかにも美しく豊かな本県の自然生活環境を未来へしっかり引き継いでいくために、人

材育成といたしまして、生物多様性の考え方を広く浸透させ、普及啓発や保全活動の担い手の中心となる生物多様性リーダーや、地域における自主的な里海づくりの活動の核となります里海創生リーダーなどの人材育成にも取り組んでいるところでございます。生活環境部につきましては、以上でございます。

それでは、このあとは危機管理部から建制順でそれぞれ説明させていただきたいと思っております。

大井危機管理部次長（危機管理政策課長事務取扱）

それでは、危機管理部関係を私のほうでまとめて御答弁をさせていただきます。

近年、全国の各地におきまして毎年のように豪雨災害が相次いでおりまして、地球温暖化の影響により豪雨災害が激甚化、頻発化しているような状況でございます。

こうしたことから危機管理部では、県民の皆様の大変な命を守るために、特に迅速な避難が何より重要と考えておりまして、気象警報や避難指示などの防災情報を県民の皆様に的確に届けることができますよう県公式LINEの登録を推進しているところでございます。

また、避難所における空調整備をはじめ、先ほどからいろいろお話が出ておりますが、必要な物資の資機材など整備するような避難所のQOLの向上に向け、市町村の取組を支援しているところでございます。

美原保健福祉政策課長

続きまして、保健福祉部についての取組でございます。

保健福祉部におきましては、熱中症対策に取り組んでおります。具体的には、気候変動適応法が、令和5年4月に改正、令和6年4月に全面施行されたことに伴い、気候変動適応の一分野である熱中症対策が強化され、新たに熱中症警戒情報の法定化、熱中症特別警戒情報の創設、市町村が指定するクーリングシェルターといった制度が開始されたものでございます。

国と連携しつつ熱中症対策のための体制を整備し、市町村が行う熱中症対策と連携しながら広域的な熱中症対策の推進に努めてきたところでございます。

中原農山漁村振興課長

農林水産部では、気温・海水温の上昇による農産物の生育不良や漁獲量の減少、豪雨災害の頻発化、激甚化による農林水産施設への被害など、気候変動による影響を最小限にとどめるため、高温耐性があり、かつ多収で食味も優れた米にじのきらめきや高水温下でも成長が良い県が開発したワカメ鳴門椿など、適応品種の現場導入を推進するとともに、アイゴやクロダイなどの藻食性魚類による藻場や養殖藻類の食害対策に取り組むほか、流域治水に資する田んぼダムの導入促進や治山ダムの整備、農業用水利施設の整備・保全、適切な森林管理などを推進しております。

山本河川政策課長

続きまして、県土整備部でございます。

気候変動適応法に基づきます適応策の事例といたしまして、気候変動により予測されております降雨量の増加や激甚化に対応する流域治水への転換を推進しているところでございます。

従来 of 河川管理者によります治水対策だけでなく、国、県、市町村、住民などを含めました流域全体で連携いたしまして、水田等を活用した総合的な治水対策に取り組んでいるところでございます。

ほかにも高潮などに対応する海岸港湾施設の強靱化、土砂災害リスクが高い場所への法面強化などによります道路施設や住宅裏山の急傾斜地への耐災害性向上などを優先的に実施しているところでございます。

春木病院局総務課長

病院局では、気候変動により激甚化する自然災害に対し、ハード、ソフト両面から適応策を強化しております。

ハード面では、浸水などのリスクに対し、海部病院の高台移転、中央病院、三好病院における自家発電装置の高所設置や病棟を浸水想定より上の階に設置するなど、激甚化する災害時にも医療提供が継続できる施設整備を進めてまいりました。

またソフト面では、浸水リスクを考慮した災害対策マニュアルやBCP事業継続計画の策定はもとより、県立3病院全てにDMATを組織するとともに、災害拠点病院として豪雨災害をはじめ災害発生時に迅速に対応できる訓練を定期的実施しております。

月本体育健康安全課防災・健康食育推進幹

教育委員会におきましては、児童生徒が環境についての理解を深め、責任を持って環境を守るための行動が取れるようになることを目指して、学校における環境教育を推進しております。

具体的には、児童生徒の発達段階に応じて社会科、理科、家庭科などの各教科並びに道徳や特別活動など、教育活動全体を通じて児童生徒一人一人の意識改革を図り、行動変容を促す環境教育を実施しているところでございます。

また、教育委員会の取組といたしましては、小学生を対象とした環境教育の副読本「しらすぎさんと環境学習」の作成・活用、環境とSDGsの関わりを意識した学校をとくしまGXスクールとして認定、環境学習フォーラムの開催などの施策も実施しております。

山本警備課長

県警察では、自然災害への対応力強化のための体制確保や装備資機材の充実強化を図るとともに、豪雨災害への対策としまして、今年度からウェザーニューズ社と契約し、より精度の高い気象予報をはじめ、悪天候がもたらす今後の影響や被害予測等の提供を受けることで、県民や現場警察官の安全確保に資するなど、これまで以上に的確な災害警備活動の展開が可能となったところであります。

岡田晋副委員長

気候変動適応法により、我が国における適応策の法的位置付けが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携、協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

気候変動対策の緩和策と適応策は車の両輪の関係です。地球温暖化対策の推進に関する法律と気候変動適応法の二つを礎に気候変動対策を推進しています。

情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け、国は農業や防災の各分野の適応を推進する気候変動適応計画を策定し、その進展状況について把握、評価、手法を開発しています。

気候変動影響評価をおおむね5年ごとに行い、その結果、計画を変更し、都道府県及び市町村に気候変動適応計画策定の努力義務があり、それにより取り組んでいると思います。

近年、特に人体に関する取組として熱中症対策実行計画の策定と取組が挙げられます。熱中症対策の推進として、国の対応は熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報の発表及び周知です。

そして自治体の対応として、指定避難施設熱中症対策普及団体の指定及び活用が挙げられます。県としての熱中症に対する取組を教えてください。

大井危機管理部次長（危機管理政策課長事務取扱）

ただいま、岡田副委員長より、熱中症に関する取組ということで御質問がございました。

まず、危機管理部におきましては、災害時における熱中症を考慮した避難環境の確保を推進しており、特に市町村に対し、避難所におけるエアコン整備のほか、緊急避難場所での飲料水の備蓄などを働き掛けております。

また、熱中症による救急搬送の増加は救急業務の円滑な実施への影響が懸念されることから、消防本部や関係機関と連携しながら、県民の皆様への適切な熱中症予防の啓発を行っているところでございます。

美原保健福祉政策課長

保健福祉部の熱中症に係る取組について御説明いたします。

熱中症は適切な予防行動を取れば防げるものでございますが、例年、熱中症による健康被害が数多く報告されており、早期からの熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行うなど、万全の対策を行うことが重要となっております。

保健福祉部では早期に熱中症対策に取り組むため、令和7年4月と5月に熱中症対策会議を開催し、教育・スポーツ・建設業などの様々な分野に加え、民間企業・団体から熱中症対策の取組を御紹介いただくなど、関係者一丸となって熱中症対策に取り組む体制を整えたところでございます。

また熱中症警戒アラートが発表された際には、県公式X、LINE、Facebookにてタイムリーに注意喚起を行い、7月に熱中症による死亡者が確認された際には熱中症対策メッセージ、熱中症危機事態宣言を発信し、県民の皆様へ熱中症から命を守る行動を呼びかけたところでございます。

県独自の熱中症対策といたしましては、県有施設39か所を徳島県版クーリングシェル

ターとして指定し、県民の皆様にご利用していただいております。

さらに、健康増進に関する連携協定を締結している地元企業との事業では、熱中症対策アンバサダー講座の開催や熱中症予防啓発ポスターの作成・配布、徳島県版クーリングシェルターへの飲料の提供などを行ったところでございます。

また、去る11月27日には、今年度の熱中症対策の成果を確認する機会を設け、関係機関・団体・民間企業の皆様にお集まりいただき熱中症対策総括会議を開催し、成果と課題を参加者の皆様と共有の上、来年度も実効性のある取組を継続していくこととなりました。

今後とも熱中症から大切な命を守るため、官民連携の熱中症対策を推進していきたいと考えております。

岡田晋副委員長

次に気になることは、徳島の特産品についての気候変動による影響がどうなっているか、そしてその適応対策です。

県においては、気候変動による影響を回避、軽減するため、高温による品質低下が少ない良食味な水稻品種あきさかり、夏台風の被害軽減を図ることができるレンコンの早生品種の阿波白秀、高水温環境に強く収量性の高いワカメ品種等の導入や高品質、安定的な生産技術の開発を推進するとともに、地球温暖化による冬の平均気温や最低気温の上昇を効果的に活用し、アボカド等の熱帯性果実の低コスト栽培技術の開発に取り組んでいるようです。

お米についてはコシヒカリに代わるにじのきらめきを普及するのことも重清委員の本会議の質問の答弁でお聞きしましたが、その他産品、例えば鳴門金時、スダチ、ユズ、ミカン、スイカ、ノザワナ、スイートコーン、イチゴ、メロン、トマトなどについての気候変動適応策も併せてお聞きします。

また、最初に申し上げていたとおり、全ての答弁の後、サステナブル社会推進課から県全体のまとめとなるコメントをお願いします。

水口みどり戦略推進課長

農業では気候変動の影響を受けやすく、近年では温暖化による農作物の品質低下や害虫の発生などが顕在化しております。

夏の高温の影響として、ユズやミカンなどの柑橘類では、果実の表皮が変色する日焼け化、イチゴやトマトなどの果菜類では、開葉の遅れや着果不良、ブロッコリーやレタスなどの葉菜類では、育苗期の発芽不良や葉焼けなどが発生しております。

また、年平均気温の上昇により害虫の越冬生存率の上昇や年間発生回数の増加などから、多くの品目で害虫被害の発生リスクが高まっているところでございます。

そこで県におきましては、研究機関やJAとの連携の下、農業支援センターが中心となりまして、柑橘類では、実の表皮を強化するカルシウム剤の散布、果菜類ではイチゴ内の低温処理や高温耐性品種の導入、葉菜類では育苗ハウスへの遮光ネットや換気装置の設置などの適応策を現場に普及しているところでございます。

加えて害虫の防除対策につきましては、県病害虫防除所が発表する注意報や警報に基づ

き、生産者に対して効果的な防除方法を指導しているところでございます。

松本サステナブル社会推進課長

それでは、県全体のまとめの答弁をさせていただきたいと思えます。

各部局からこれまで具体的な適応策の取組につきまして説明させていただきました。今年の夏、日本の観測史上一番暑い夏になったというところでございますので、地球温暖化による気候変動適応策に今後ともしっかりと取り組んでまいります。

県民一人一人が気候変動の影響に対しましてしっかり適応していくためには、正しい理解を深めていただき、実際に行動に移していただくことが重要でございます。

そのためにも引き続き全部局が連携いたしまして、県民総ぐるみで気候変動適応策の取組推進が図られるよう取り組んでまいります。

岡田晋副委員長

県においては、それぞれの部署の個々の取組とはせずに、サステナブル社会推進課が今回の質疑の取りまとめをしていただいたように、県全体のまとめ役として、県全体で防災、安全保障、農業、健康等の県民の暮らしと日常生活全般にわたる取組について幅広い分野での適応策を拡充するとともに、現在もいろいろな面での取組を考えておられるかと思いますが、待ったなしの地球温暖化による気候変動に適応する実効性のある研究や実施策を県民に知らせ、普及する取組を加速度的に実施していただくことを切にお願いして、質疑を終わります。

福山博史委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

これをもって、防災・環境対策特別委員会を閉会いたします。（12時00分）